

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

197

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

喀痰吸引等業務に関する登録事務の指定都市への権限移譲

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

喀痰吸引等業務に関する都道府県知事の登録事務について指定都市への権限移譲を求める。

具体的な支障事例

広島市内の介護事業所では、平成28年に、喀痰吸引等を行うための研修を受けていない職員が、業として当該医療行為を行った事案があった。このケースでは、内部通報により問題が発覚し、指導を行うことができたが、社会福祉士及び介護福祉士法上は、研修を受けた者の登録は都道府県の事務とされているため、指定都市に情報が入るようになっていない。
介護保険法上、指定都市には介護事業所への立入検査権限だけでなく処分権限もあるが、事業所の職員のうち、誰が喀痰吸引を行えるのかという情報が都道府県から指定都市に入る仕組みとなっていないため、現状では、広島県と一緒に検査に入らざるを得ない。
については、喀痰吸引等業務の登録に関する事務を都道府県から指定都市に移譲し、指定都市単独で対応できるようにしていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

情報が一元化されることによって、他の検査と併せて、喀痰吸引等業務がきちんと資格を持つ職員によって行われているか検査することで、業務の適正化に繋がる。

根拠法令等

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2～第48条の8

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、沖縄県

○本県においても、中核市にある有料老人ホームにおいて、喀痰吸引等の研修を受けていない介護職員が、当該行為を実施していた事例があり、県と中核市で情報共有の上、指導を行っていることや中核市より既登録事業者等に関する問い合わせがあった際など、通常業務に支障を来すなどの問題が生じているところである。また、中核市の介護事業所等への実地指導や立ち入り権限がないことから、登録喀痰吸引等事業者登録後、当該事業者の事後の運営実態を把握することが難しい状況にある。

各府省からの第1次回答

○喀痰吸引等に関する事務については、現在、喀痰吸引等を行う特定行為業務従事者の認定（認定証の交付を含む。）、喀痰吸引等を行う事業者の登録や指導監督、喀痰吸引等研修を行う研修機関の登録などの事務を都道府県が一元的に取り扱っているところである。喀痰吸引等業務の適切な推進や事業者の手続の便宜を考慮し、喀痰吸引等に関する事務については都道府県が一元的に取り扱うことが適当と考えており、本提案の実現は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

喀痰吸引等を行う事業者の登録事務については、登録により得られる情報（従事者名簿等）が介護事業所に対する指導監督を行う上で有用であることから、指定都市への情報の一元化が望ましいと考えるため、権限移譲をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大阪府】

喀痰吸引等業務の適切な推進については権限移譲により、実地指導や立ち入り権限を持つ政令指定都市及び中核市が登録に関する事務を担うことで情報が一元化され、喀痰吸引に関する検査も単独で行うことが出来、業務の適正化につながる。

また、事業者の手続きについても、権限移譲により、事業者を所管する市で登録業務を行うことが出来れば、手続きにかかる移動時間や費用等の負担を軽減することが出来、手続きの効率化を図ることが出来る。

よって、都道府県が一元的に事務を取り扱うことが適当である理由を具体的に示して頂きたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

都道府県から確実に情報提供される仕組みを構築することを前提に、提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○喀痰吸引等業務の登録に関する事務については、介護サービス事業者の指定、指導・監督等の権限をもつ指定都市が一元的に行うことが、指導の実効性や事務の効率化の観点から合理的であり、また、指定都市（権限の受け手側）が権限の移譲を求めていることから、権限を移譲するべきではないか。

各府省からの第2次回答

- 喀痰吸引等を行う事業者の登録事務のみの権限移譲が不相当である理由は第1次回答のとおりである。
- 喀痰吸引等を行う事業者の登録情報のうち介護事業所に対する指導監督上必要な情報については、指導監督権者が把握できるよう、必要な方法を検討してまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省】

（3）社会福祉士及び介護福祉士法（昭62法30）

喀痰吸引等業務を行う事業者の登録情報については、都道府県と市町村の間で必要に応じて情報の共有が推進されるよう、都道府県に平成29年度中に通知する。

また、上記の通知による措置の状況を踏まえ、喀痰吸引等業務に係る事務・権限については、必要に応じて、当該権限を指定都市に移譲することの是非も含め、更なる事務の円滑化に向けた検討を行い、平成32年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成30年2月8日
社援基発0208第1号

各都道府県民生主管部局長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)

指導監督上における登録喀痰吸引等事業者等に係る情報の連携について

喀痰吸引等の業務を行う登録喀痰吸引等事業者及び特定行為の業務を行う登録特定行為事業者については、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3及び附則第20条に基づき都道府県知事に登録を行い、また、第48条の9及び附則第20条に基づき都道府県知事は必要に応じて報告や立入検査といった指導監督を行うことができることとされている。

また、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成23年11月11日社援発1111第1号本職通知）の第7において、登録喀痰吸引等事業者等に対する都道府県知事による指導監督の業務の実施に関しては、介護保険法（平成9年法律第123号）等の他法に基づき都道府県、指定都市、中核市及び市町村における各担当部署とも連携の上、その円滑かつ効率的な実施に努めるよう定めている。

これに関連して、平成29年地方分権改革に関する提案募集において、指定都市が介護サービス事業者に対して指導監督を行う際、登録喀痰吸引等事業者等の登録情報が有用であることから、当該事業者等の登録事務のみを指定都市に権限移譲することを求める提案があった。これを踏まえ、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、喀痰吸引等業務を行う事業者の登録情報については、都道府県と市町村の間で必要に応じて情報の共有が推進されるよう通知をすること等とされた。

このため、例えば、指定都市等が介護保険法に基づき介護サービス事業者に対し指導監督を行う際、当該事業者の職員情報として喀痰吸引等を行うことができる介護福祉士や認定特定行為業務従事者の情報を都道府県に求めた場合には、必要に応じてこうした情報を必要な範囲で都道府県から都道府県以外の地方自治体に提供するなど、貴都道府県における個人情報保護条例に留意しつつ、適宜連携を図りながら効率的な指導監督に努められたい。

令和 2 年 2 月 13 日
事 務 連 絡

各都道府県喀痰吸引等事業者等登録所管課長 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
内閣府地方分権改革推進室

登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者の登録事務等に係る
アンケート調査について
(平成 29 年地方分権改革に係る提案募集に関する調査について)

介護人材の育成・確保につきまして、平素より格段のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、平成 29 年地方分権改革に関する提案募集において、指定都市が介護サービス事業者に対して指導監督を行う際、登録喀痰吸引等事業者等の登録情報が有用であることから、当該事業者等の登録事務のみを指定都市に権限移譲することを求める提案があり、これを踏まえ、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、

- ・ 喀痰吸引等業務を行う事業者の登録情報については、都道府県と市町村との間で必要に応じて情報の共有が推進されるよう、都道府県に平成 29 年度中に通知する
- ・ また、上記の通知による措置の状況を踏まえ、喀痰吸引等業務に係る事務・権限については、必要に応じて、当該権限を指定都市に移譲することの是非も含め、更なる事務の円滑化に向けた検討を行い、平成 32 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる

と方針が示されたところです。（別添「提案個票」参照）

前段については、「指導監督上における登録喀痰吸引等事業者等に係る情報の連携について」（平成 30 年 2 月 8 日社援基発 0208 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課町通知）（別添）において周知させていただいたところですが、後段における更なる事務の円滑化に向けた検討を行うにあたり、事務を所管する貴職の考えをうかがいたいたため、登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者の登録事務等に係るアンケート調査を行うことといたしました。

つきましては、添付のアンケート調査票における各設問について、貴職の考え等をご記入いただき、地方分権担当課の合議を得た上で、3月6日（金）までに下記担当までご登録をお願いいたします。

ご不明な点等につきましても、下記担当まで御連絡をお願いいたします。
ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

○その他

・本依頼内容については、別途、内閣府地方分権改革推進室から各都道府県・指定都市・中核市の地方分権改革担当課に連絡しています。

【回答・照会先】

○厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

担当：石井、馬淵

連絡先：03-3595-2617

○内閣府地方分権改推進室

担当：藤田

連絡先：03-3581-2446

登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者の登録事務等に係るアンケート調査

事業課担当者連絡先	
都道府県名	〇〇県
部局課室名	〇〇局〇〇課
担当者名	〇〇 〇〇
連絡先	03-1234-5678
メールアドレス	*****@****. **. jp

地方分権担当者連絡先	
都道府県（指定都市、中核市）名	〇〇（県、市）
部局課室名	〇〇局〇〇課
担当者名	〇〇 〇〇
連絡先	03-1234-5678
メールアドレス	*****@****. **. jp

1. 喀痰吸引等業務を行う事業者等の登録情報については、都道府県と市町村との間で必要に応じて情報の共有が推進されるよう、「指導監督上における登録喀痰吸引等事業者等に係る情報の連携について」（平成30年2月8日社援基発0208第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課町通知）（別添）において周知させていただいたところですが、事務手続上、問題なく情報の連携が行われていますか。

◆各問いずれかの欄に「○」を記載してください。

問題なく情報の連携が行われている	○	(理由等自由記載欄)
情報の連携を行う機会が無い		
どのように情報の連携を行えば良いかわからない		
情報の連携の方法について検討中		
その他（右の欄に記載してください）		

2. 喀痰吸引等業務を行う事業者等の登録事務等について、より円滑になるよう方法などの考えはありますか。

現状特に問題がないため、特に考えはない	○	(理由等自由記載欄)
その他（右の欄に記載してください）		

3. 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、検討事項となっている喀痰吸引等業務に係る事務・権限について、「登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の登録事務のみ」を「指定都市及び中核市」に権限移譲することについてどのように考えますか。

注：当省における検討の参考とするためお尋ねするものであり、現時点において権限移譲が決まっているものではありません。

◆各問いずれかの欄に「○」を記載してください。

賛成		(理由等自由記載欄)
反対	○	
どちらでもない		

4. 喀痰吸引等に係る全般的な事務等（登録事務、研修等）について、ご意見等あればご記入ください。